

大阪府新型コロナウイルス対策本部（第 4 回）

1. 最新の発生状況

＜発生状況（厚生労働省発表資料）＞

	患者	うち死亡者	備 考
中国	28,018	563	
日本	25	0	・左記のうち、チャーター機 9 名（うち、無症状病原体保有者 4 名） ・左記のほか、クルーズ船で 61 名。
（うち大阪府）	1	0	・日本で 8 例目。ツアーバスガイド（退院）
その他	209	2	・中国、日本以外で 26 の国・地域で発生

＜大阪府の状況＞

- ・2月7日までの検査実施数 11 件（うち陽性 1 件）
- ・1月29日に府内で確認された患者の濃厚接触者の健康観察の状況
 - ・最終 10 名特定（その他 35 名のツアー客・添乗員はすでに帰国）
 - ・健康観察は 2 月 5 日で終了（有症状者なし）

2. WHO（世界保健機関）及び厚生労働省の対応

＜WHO 声明＞

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表（1/31）

＜国、厚生労働省等の対応＞

- ・新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（2/1 施行）
- ・湖北省滞在歴がある外国人、湖北省発行の中国旅券を所持する外国人の入国を制限。（2/1 から）
- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18 時開設、2/7 9 時からフリーダイヤル化）
- ・武漢市内に住む日本人の帰国のために、チャーター機を派遣。（陽性 5・無症状病原体保有者 4）
 - ① 1/29 羽田着：206 人、②1/30 羽田着：210 人、③1/31 羽田着：150 人
 - ④ 2/7 羽田着：198 人
- ・横浜沖クルーズ船に対する検疫を実施。
 - ⇒新型コロナウイルス検査の陽性者 61 人を神奈川県内等の医療機関へ搬送。（2/3 から）
- ・内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部（1/30 設置、2/5 第 5 回開催）
- ・厚生労働省が疑似症の定義を変更【資料 1-1】

3. 大阪府の対応

＜新型コロナウイルス感染症の疑似症を疑う場合の相談体制・受診体制等の確保＞ 【資料 1-1、1-2】

- ・感染が疑われる場合に、患者を診療体制などの整った医療機関につなぐための「帰国者・接触者相談センター」を府内全保健所（18カ所）に設置（2/4）
- ・疑似症を疑う患者を診察する「帰国者・接触者外来」を二次医療圏に1カ所以上、設置
- ・大阪健康安全基盤研究所及び堺市衛生研究所で検査体制を整備